



15のいす

「法テラス」 に期待する

最高裁判所判事

津野 修

司法制度改革は、行政改革など社会経済の構造改革が進み事前規制，事前調整を中心とする社会から事後監視，事後救済型の社会へ転換することによって，経済行動や社会生活において自己責任の下で自由かつ主体的に行動する個人を基礎とする社会の構築を目指すものであるといわれる。

そしてこれは当然のことながら社会全体の中で従来よりも司法の役割を増大させるものと考えられ，論者によっては，行政優位型社会から司法優位型社会への転換であるという人すらいる。

その行き着く先がアメリカ型の訴訟社会になるかどうかはともかく，そこで考えておかなければならないのは，改革に伴う摩擦を出来る限り少なくすることであり，特に資力もなく，訴訟に関する専門的知識や能力にも乏しい一般庶民に対する公的支援の必要性である。国民が自らの責任において主体的に行動する個人主義の確立といっても，そのような支援制度なくしては机上の空論にすぎない。

そのためには司法情報の提供，民事法律扶助，国選弁護などの充実，強化が不可欠であるが，これらの事業を実施，支援する

ための中核的な組織として昨年4月に日本司法支援センター，通称「法テラス」が設立され，昨年10月からその活動が開始されている。

私も最高裁判事に任命される直前の約1年間弁護士をしており，乏しい経験ながら国選弁護，当番弁護士，民事法律相談などに携わったことがある。

そこでは法的トラブルに巻き込まれた人たちのわらにもすがらない思いを身にしみて感じたのであり，そのような思いに「法テラス」は，十分に応えていかなければならないであろう。

さて，「法テラス」が，前述のような意味で司法におけるセーフティネットの中核として機能し，司法を利用しやすいものとするには，まず，この「法テラス」を一般国民にとって身近で親しみやすい存在にしなければならない。

そのためにも，また，国民の正しい理解を深める上でも，「法テラス」に関する広報が重要となる。さらなる国民への周知について，関係者の努力を期待したい。

そして司法面での格差解消に大きな役割が期待される「法テラス」の今後の活動と，いっそうの機能強化に注目したい。

